

半 期 報 告 書

(第24期中)

株式会社ウェッジホールディングス

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された期中レビュー報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
3 【経営上の重要な契約等】	10
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表】	15
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29

期中レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月15日
【中間会計期間】	第24期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	株式会社ウェッジホールディングス
【英訳名】	Wedge Holdings CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此下 竜矢
【本店の所在の場所】	東京都江東区南砂二丁目36番10号 光陽ビル
【電話番号】	03-6225-2161
【事務連絡者氏名】	開示担当 小竹 康博
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区南砂二丁目36番10号 光陽ビル
【電話番号】	03-6225-2161
【事務連絡者氏名】	開示担当 小竹 康博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 中間連結会計期間	第24期 中間連結会計期間	第23期
会計期間	自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日	自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日	自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日
売上高 (千円)	435, 459	421, 296	860, 955
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△523, 686	94, 316	△895, 535
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	△547, 495	79, 738	△942, 980
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△434, 768	91, 605	△385, 557
純資産額 (千円)	2, 957, 846	3, 157, 182	3, 048, 762
総資産額 (千円)	3, 641, 943	3, 917, 524	3, 790, 640
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	△12. 90	1. 88	△22. 21
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	80. 6	79. 2	79. 4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△144, 029	△78, 884	△15, 444
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4, 057	△160, 590	△148, 657
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38, 633	22, 000	△25, 366
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	576, 373	294, 114	511, 589

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第23期中間連結会計期間及び第23期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。また、第24期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事象が発生しておりますなお、文中の将来に関する事項は、等中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイ SEC 指摘 GLH 融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社である Group Lease PCL.（以下、「GL」という。）の子会社 Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等（以下、「GLH 融資取引」という。）に関連して、GL は、2017 年 10 月 16 日及び同月 19 日に、タイ証券取引委員会（以下、「タイ SEC」という。）から GL 元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイ SEC 指摘 GLH 融資取引については、この問題の発覚時の 2018 年 3 月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局（以下、「タイ DSI」という。）による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイ SEC の指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の（追加情報）に関する注記（JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について）に記載のとおり、当該タイ SEC 指摘 GLH 融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社である GL が発行した総額 1 億 80 百万米ドルの転換社債保有者であった JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）は、GL がタイ SEC から 2017 年 10 月 16 日及び同月 19 日に GL 元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国等において当社グループに対して各種の訴訟を提起しており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTA が行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

イ）（GL）損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018 年 1 月 9 日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社である JTA は、当社持分法適用関連会社 GL の転換社債（合計 2 億 1 千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、JTA は GL に対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1 億 8 千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GL といましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTA は、GL 及び GLH 等が、投資家に対し 1 億 8 千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GL が健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL 及び GLH に対し損害賠償請求を求めべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTA は、タイにおいて、GL、GL 取締役 3 名、並びに此下益司氏に対し、JTA の投資額（最低 2 億 1 千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (EHA) 暫定的資産凍結命令訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(EHA) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転。処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポールにおいて、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

ハ) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAは、当社持分法適用関連会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD. (以下、「EHA」という。)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル、及びGL株の購入他5億27百万タイバツ)について、GLHが他の被告と共に共謀し、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めています。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAはシンガポールにおいて、GLH、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、JTAの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ニ) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAが当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd. に対し此下益司氏及びGLの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAが24百万米ドル(約26億円)の損害賠償の支払いを当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd. ※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社親会社である昭和ホールディングス株式会社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L H他此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資(1億24百万米ドル)に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億2千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
5. 訴訟の進展	GLH他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払いを命じました。別途、GLH及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから9,000 S Gドルの支払いが命じられております。なお、GLH及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、GLHは2023年4月19日に控訴を行いました。2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っていました。2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びG L としましては、当該損害賠償請求金額相当金額が 当社持分法適用関連会社G L の連結財務諸表において負債として計上されており財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

へ) (G L H) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L H の清算手続きが進められております。これに対して、G L は、G L Hの債権者として、同手続に異議を申し立てると共に、G L Hの被担保債権者としてその担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立を棄却しました。JTAの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(CASC)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、JTA がタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJTA のみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該JTA による臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJTA の申立を却下したことが判明したとの報告も受けました。J T A による会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追求をしてまいります。

3. 継続企業の前提に関する重要な事象等

当中間連結会計期間において、上記1. 2の事象が発生しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

1. 「Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

2. 「JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、G LがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、G L及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいり所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社としましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは当中間連結会計期間においては、減収増益となりました。売上高は4億21百万円(前中間連結会計期間比3.3%減)、営業損失は22百万円(前中間連結会計期間は37百万円の営業損失)、経常利益は94百万円(前中間連結会計期間は5億23百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する中間純利益は79百万円(前中間連結会計期間は5億47百万円の親会社株主に帰属する中間純損失)となりました。

売上高は当社が営むコンテンツ事業の受注状況が堅調でありましたが、前中間連結会計期間はロイヤリティ収入が過去最高であり、当中間連結会計期間も堅調であったもののそれには及ばなかったことから、減収となりました。営業利益については、これまでの企業体質改善の効果により、赤字幅が縮小しました。経常利益については、持分法適用関連会社が営むDigital Finance事業とリゾート事業の損益を取り込んだ結果、持分法による投資利益となったことから、大幅な黒字となったものであります。これらの結果、親会社株主に帰属する中間純利益も大幅な黒字となりました。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

セグメントの業績につきましては、当社は従来「コンテンツ事業」「Digital Finance事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、「コンテンツ事業」の単一セグメントへ変更いたしました。

従いましてセグメント業績ではありませんが、従前と同様の処理を行った場合の業績概要を参考に記載いたします。

① コンテンツ事業

当事業の当中間連結会計期間における業績は、減収減益となりました。当中間連結会計期間における業績は、売上高4億1百万円(前中間連結会計期間比4.6%減)、セグメント利益は1億26百万円(同29.8%減)となりました。これは受注状況が堅調でありましたが、当中間連結会計期間のロイヤリティ収入は、過去最高であった前中間連結会計期間に比べ減ったことによるものです。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持って展開しております。

現在、当社の祖業でありますコンテンツ事業においては長年の不振を払しょくし、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が実を結んでいる結果、長期的に利益改善が進んでおります。

当事業の当中間連結会計期間における業績につきましては、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が堅調に推移し、ロイヤリティ収入が堅調に推移したことで、利益貢献を果たしております。それと同時に、今後のさらなる成長に向け、人的資源を新規事業並びに海外展開に適切に投資的経費を投下し続けており、長期的にはこれらも利益化して利益貢献するものと考えております。

今後は、中期経営計画でお知らせいたしておりますように、国内の新規事業展開と海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

② Digital Finance事業

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当中間連結会計期間における業績は減収増益となりました。当中間連結会計期間における売上高は9億63百万円(前中間連結会計期間比52.0%減)、投資利益(注)は13百万円(前中間連結会計期間は5億94百万円の投資損失)となりました。(注)連結損益として取り込んだ持分法投資損失。これは、主にGroup Lease PCL.の連結財務諸表に取り込まれる持分法適用関連会社(Commercial and Credit Finance PLC)の業績が好調であったことによるものです。

当中間連結会計期間におきましては、各国において、政治経済の状況を踏まえ、事業継続を行っております。

過去5年間、コロナ禍並びに同事業を行うGroup Lease PCL. やその子会社がJ Trustグループとの係争が継続している状況を踏まえて大型の裁判を行っていること、などから全営業国において保守的なリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、営業貸付金が減少し、現金預金が増加して、売上高・セグメント利益ともに減少してきていました。今後は、上記国別商品別の状況に応じて、新たな再成長を目指しております。

③ リゾート事業

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な資産を保有しているため解説しております。なお、当社はリゾート事業を営んでいる持分法適用関連会社の株式を譲渡することとなり、2025年9月期の第3四半期の期首（2025年4月1日）から持分法適用関連会社より除外する当社グループの連結損益計算書への取込は当中間連結会計期間をもって終了いたします。

当事業の当中間連結会計期間における業績は増収減益となりました。当中間連結会計期間における売上高は4億21百万円（前中間連結会計期間は4.7%増）、投資利益は74百万円（同22.4%減）となりました。

当事業はタイ王国ピピ島においてリゾートホテルであるZeavola Resortを運営しております。欧米の富裕層を中心にした顧客層から支持を受ける環境に配慮した循環型のサステナブルリゾートとして多くの表彰を受賞するファイブスターリゾートとして、高単価の宿泊・サービス収入を得ております。

当事業については3ヶ月遅れでの連結財務諸表への反映がなされており、当中間連結会計期間へは2024年7月から2024年12月までの6ヶ月間の業績が反映されております。この期間はいわゆる閑散期にあたり、年間収益の底にあたります。コロナ禍前においては毎年損失を計上しておりましたが、前中間連結会計期間は極めて業績が良く、利益計上となっております。

当中間連結会計期間は閑散期を利用し、ホテルの一部を閉鎖し、今後の長期にわたる稼働率を高めるための設備投資修繕等を行いながら、営業いたしました。これにより、修繕費用等の計上により経費が増大いたしました。

④ 財政状態

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べて1億26百万円増加し、39億17百万円となりました。

流動資産は21百万円増加し、14億98百万円となりました。主な内訳は、現金及び預金の減少2億17百万円、売掛金の増加58百万円、短期貸付金の増加1億59百万円等であります。

固定資産は1億5百万円増加し、24億19百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の減少0百万円、無形固定資産の減少0百万円、投資その他の資産の増加1億6百万円であります。

流動負債は2百万円増加し、2億83百万円となりました。主な内訳は、短期借入金の増加17百万円、未払費用の増加10百万円、未払法人税等の減少17百万円等であります。

固定負債は15百万円増加し、4億77百万円となりました。主な内訳は、長期借入金の増加1百万円、その他の固定負債の増加13百万円であります。

純資産は1億8百万円増加し、31億57百万円となりました。主な内訳は親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加79百万円、新株予約権の増加16百万円等であります。

なお、資本の財源及び資金の流動性に係る情報につきましては、当中間連結会計期間においては特筆すべき事項はありません。

⑤ キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比べて2億17百万円減少し、当中間連結会計期間末の残高は2億94百万円（前期末比42.5%減）となりました。

当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、78百万円（前中間連結会計期間は1億44百万円の使用）となりました。その主な内訳は、売上債権の増加額58百万円、税金等調整前中間純利益の計上94百万円、持分法による投資利益88百万円等であります。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1億60百万円（前中間連結会計期間は4百万円の使用）となりました。その主な内訳は、貸付けによる支出2億39百万円、貸付金の回収による収入80百万円、差入保証金の増加1百万円等であります。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、22百万円（前中間連結会計期間は38百万円の獲得）となりました。その主な内訳は、短期借入金の純増加額22百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,842,000
計	100,842,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	42,494,478	42,494,478	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	42,494,478	42,494,478	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年5月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年10月1日～ 2025年3月31日	—	42,494,478	—	4,378,237	—	3,900,940

(5) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SIX SIS LTD. (常任代理人株式 会社三菱UFJ銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸ノ内二丁目 7-1)	13,134,300	30.94
昭和ホールディングス株式会社	千葉県柏市十余二348	10,826,100	25.50
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	559,200	1.32
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	487,700	1.15
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	471,324	1.11
新藤 浩	神奈川県中郡二宮町	300,000	0.71
濱田 誠	北海道帯広市	274,100	0.65
山本 康貴	東京都練馬区	245,600	0.58
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任 代理人インタラクティブ・ブロー カーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞 が関三丁目2番5号)	212,300	0.50
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号	180,500	0.43
計	—	26,691,124	62.87

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 39,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,451,800	424,518	—
単元未満株式	普通株式 3,278	—	—
発行済株式総数	42,494,478	—	—
総株主の議決権	—	424,518	—

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ウェッジ ホールディングス	東京都江東区南砂二丁目 36番10号 光陽ビル	39,400	—	39,400	0.09
計	—	39,400	—	39,400	0.09

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人アリアによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	511,589	294,114
受取手形及び売掛金	107,282	166,066
商品	51,737	60,832
仕掛品	13,908	15,713
短期貸付金	993,237	1,152,737
その他	85,339	96,283
貸倒引当金	△285,767	△287,234
流動資産合計	1,477,324	1,498,513
固定資産		
有形固定資産	7,221	6,696
無形固定資産	664	579
投資その他の資産		
関係会社株式	2,079,471	2,178,762
長期貸付金	34,870	34,870
破産更生債権等	4,431	4,431
その他	235,785	242,799
貸倒引当金	△49,128	△49,128
投資その他の資産合計	2,305,430	2,411,734
固定資産合計	2,313,315	2,419,011
資産合計	3,790,640	3,917,524

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,928	29,069
短期借入金	18,923	36,317
未払費用	134,300	144,964
未払法人税等	41,387	23,415
その他	62,710	49,408
流動負債合計	280,250	283,174
固定負債		
長期借入金	54,700	56,339
関係会社長期借入金	378,369	378,369
その他	28,557	42,458
固定負債合計	461,627	477,167
負債合計	741,878	760,342
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,378,237	4,378,237
資本剰余金	6,488,816	6,488,816
利益剰余金	△7,171,026	△7,091,287
自己株式	△40,961	△40,961
株主資本合計	3,655,066	3,734,805
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,436	19,436
為替換算調整勘定	△664,974	△653,108
その他の包括利益累計額合計	△645,537	△633,671
新株予約権	39,233	56,048
純資産合計	3,048,762	3,157,182
負債純資産合計	3,790,640	3,917,524

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	435,459	421,296
売上原価	227,493	261,332
売上総利益	207,966	159,964
販売費及び一般管理費	※ 244,988	※ 182,485
営業損失 (△)	△37,022	△22,520
営業外収益		
受取利息	19,414	22,784
持分法による投資利益	-	88,528
為替差益	-	11,016
その他	3,422	4,305
営業外収益合計	22,837	126,634
営業外費用		
支払利息	6,348	8,221
株式交付費	2,739	30
為替差損	362	-
貸倒引当金繰入額	-	1,167
持分法による投資損失	498,576	-
その他	1,475	377
営業外費用合計	509,500	9,796
経常利益又は経常損失 (△)	△523,686	94,316
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△523,686	94,316
法人税、住民税及び事業税	21,459	13,326
過年度法人税等	24	-
法人税等調整額	2,325	1,251
法人税等合計	23,809	14,578
中間純利益又は中間純損失 (△)	△547,495	79,738
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△547,495	79,738

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△547, 495	79, 738
その他の包括利益		
持分法適用会社に対する持分相当額	112, 726	11, 866
その他の包括利益合計	112, 726	11, 866
中間包括利益	△434, 768	91, 605
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△434, 768	91, 605

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△523,686	94,316
減価償却費	421	662
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	26,326	1,370
受取利息及び受取配当金	△19,414	△22,784
支払利息	6,348	8,221
株式交付費	2,739	30
持分法による投資損益 (△は益)	498,576	△88,528
為替差損益 (△は益)	△7,218	26,574
売上債権の増減額 (△は増加)	△96,516	△58,784
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,198	△10,900
仕入債務の増減額 (△は減少)	12	6,141
その他	△28,220	△33,817
小計	△142,831	△77,498
利息及び配当金の受取額	7,327	21,764
利息の支払額	-	△1,781
法人税等の支払額	△8,525	△21,368
営業活動によるキャッシュ・フロー	△144,029	△78,884
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△193	-
貸付けによる支出	△215,664	△239,500
貸付金の回収による収入	214,000	80,000
親会社に対する貸付けによる支出	△83,000	-
親会社に対する貸付金の回収による収入	83,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	△2,200	△90
差入保証金の増減額 (△は増加)	-	△1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,057	△160,590
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	38,633	22,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,633	22,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,714	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△100,739	△217,474
現金及び現金同等物の期首残高	677,112	511,589
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 576,373	※1 294,114

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「G L」という。)の子会社GL Finance PLC. (以下、G L F)は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリースングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、G L Fでは清算人を選定し、清算手続きに入っております。このため、当中間連結会計期間においては、G Lとの有効な支配従属関係が喪失されたことから、当中間連結会計期間の期首からG L Fを持分法の適用範囲から除外しております。

(追加情報)

1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「G L」という。)の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中)が保有していた貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、G Lは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

これらタイDSIの調査や訴訟の展開次第では、当社グループが保有するG L持分法投資(当中間連結会計期間末の持分法適用関係会社株式簿価10億円)の評価等に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、中間連結財務諸表には反映しておりません。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるG Lが発行した総額180百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「J T A」という。)は、G LがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

J T Aが行っている主要な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) J T Aが行っている主要な訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	Jトラスト株式会社の子会社であるJ T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。G Lといましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びGLHに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (EHA) 暫定的資産凍結命令訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(EHA) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転。処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポールにおいて、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

ハ) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAは、当社持分法適用関連会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.(以下、「EHA」という。)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル、及びGL株の購入他5億27百万タイバツ)について、GLHが他の被告と共に共謀し、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めています。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAはシンガポールにおいて、GLH、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、JTAの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ニ) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAが当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F.Group Co.,Ltd.に対し此下益司氏及びGLの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAが24百万米ドル(約26億円)の損害賠償の支払いを当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F.Group Co.,Ltd.※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社親会社である昭和ホールディングス株式会社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L H他此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資(1億24百万米ドル)に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億2千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
5. 訴訟の進展	GLH他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払いを命じました。別途、GLH及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから9,000 S Gドルの支払いが命じられております。なお、GLH及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、GLHは2023年4月19日に控訴を行いました。2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っていました。2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びG L としましては、当該損害賠償請求金額相当金額が当社持分法適用関連会社G L の連結財務諸表において負債として計上されており財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

へ) (G L H) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L Hの清算手続きが進められております。これに対して、G L は、G L Hの債権者として、同手続に異議を申し立てると共に、G L Hの被担保債権者としてその担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立を棄却しました。JTAの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(CASC)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、JTA がタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJTA のみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該JTA による臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJTA の申立を却下したことが判明したとの報告も受けました。J T A による会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追求をしてまいります。

(2) 当社グループの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいる所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社としましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

3. GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取り消しと会社清算について

当社持分法適用関連会社G Lの子会社であったGL Finance PLC. (以下、G L F) は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、G L Fでは清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性があります。情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定的な数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響が判明した場合には、適時適切に公表してまいります。

(中間連結貸借対照表関係)

(偶発債務)

追加情報の「JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載の事項をご参照ください。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	145,711千円	78,065千円
貸倒引当金繰入額	13,954千円	416千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	576,373千円	294,114千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円	一千円
現金及び現金同等物	576,373千円	294,114千円

2 重要な非資金取引の内容

前中間連結会計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

当社は、コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

当社は、コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

地域別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

主たる事業地域	
日本	415,352千円
インドネシア	一千円
ベトナム	8,798千円
タイ	11,308千円
顧客との契約から生じる収益	435,459千円
その他収益	一千円
外部顧客への売上高	435,459千円

当中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

主たる事業地域	
日本	380,211千円
インドネシア	935千円
ベトナム	25,046千円
タイ	15,102千円
顧客との契約から生じる収益	421,296千円
その他収益	一千円
外部顧客への売上高	421,296千円

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31 日)
(1) 1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△)	△12円90銭	1円88銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△547, 495	79, 738
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△547, 495	79, 738
普通株式の期中平均株式数(株)	42, 455, 078	42, 455, 078
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	—	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間純損失であるため、当中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 持分法適用関連会社Group Lease PCLの上場廃止について

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL (以下、GL) について、2025年4月1日付でタイ証券取引所が上場廃止猶予期間を終了し上場廃止とすることを公表し、GL は、タイ証券取引所の規程に従い 2025 年 4 月 24 日に上場廃止となりました。

なお、GL は上場廃止後も非上場会社として営業活動は変化なく継続いたします。上場廃止は事業の終了を意味せず、当社は重要な持分法適用関連会社としてあらゆる面において支援してまいります。

2. 持分法適用関連会社2社の株式持分の譲渡について

当社は、2025年4月29日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるEngine Property Management Asia Co.,Ltd. (以下、「EPMA」という。) 及びP.P. Coral Resort Co.,Ltd. (以下、「PPC」という。) の株式を譲渡することを決議し、同日付で譲渡契約を締結しております。

(1) 株式譲渡の概要

①相手先企業の名称

Engine Property Management Asia Co.,Ltd. 及びP.P. Coral Resort Co.,Ltd.

②株式譲渡の理由

- 1) タイ国内の法制度によりEPMA及びPPCの過半数の議決権を取得することができないため、主体的なコントロールや経営判断に直接的に影響を与えることができないこと
- 2) 今後の施設リニューアル・アップグレードに見込まれる費用負担が巨額となること
- 3) 当社のコア事業であるコンテンツ事業へリソースを集中するべきと考えたこと
- 4) リゾート業界への投資活動が活発化している状況であり、譲渡タイミングとしては最適と判断したこと

③株式譲渡日

2025年4月29日

④法的形式

譲渡対価を金銭等の財産のみとする株式譲渡

⑤譲渡価格

1) EPMA

119,658,240タイバーツ (日本円で約510百万円)

2) PPC

258,312,000タイバーツ (日本円で約1,100百万円)

(2) 譲渡会社の直前事業年度の財政状態及び経営成績

①EPMA

資産	1,112百万円
負債	167百万円
純資産	944百万円
売上高	6百万円
当期純利益	2百万円

②PPC

資産	2,619百万円
負債	1,036百万円
純資産	1,582百万円
売上高	904百万円
当期純利益	70百万円

(3) 損益に与える影響

株式売却価格が帳簿価格に近いことから売却損益は軽微であると認識しております。

連結財務諸表に与える影響額については詳細な算定・分析が必要な状況であり、公表すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせしてまいります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月15日

株式会社ウェッジホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 山 中 康 之

代表社員
業務執行社員

公認会計士 吉 澤 将 弘

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

（追加情報）（1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について）に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD.（清算手続中）が保有していた貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時に全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」という。）による調査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、（追加情報）（2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について）に記載されているとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。シンガポール共和国での損害賠償訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められている。これに対しGLは、GLHの債権者として、同手続に異議を申し立てると共に、GLHの被担保債権者として、その担保権を実現するための措置を進めている。さらに、（追加情報）（3. GL Finance PLCのファイナンスリースライセンストークス取消と会社清算について）に記載されているとおり、GL子会社であったGL Finance PLC（以下、GLF）は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリースライセンストークスの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは清算人が選定され清算手続が進められている。

上記のタイDSIの調査、関連する訴訟、GLH清算手続と関連するGL担保権の実現措置の展開、GLF清算手続次第では、会社グループが保有するGL持分法投資（当中間連結会計年度末の関係会社株式簿価10億円）の評価等に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、中間連結財務諸表には反映されていない。

当監査法人は、これらのタイSEC指摘GLH融資取引に関する影響について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができていない。

当監査法人は、上記の監査範囲の制約の影響について金額的重要性はあるがGL持分法投資等の特定の勘定に限定されるもので広範ではないと判断できたことから、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。これらは、当連結会計年度の中間連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の中間連結会計期間及び中間連結累計期間に係る中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（２．持分法適用関連会社２社の株式持分の譲渡について）に記載のとおり、会社は、持分法適用関連会社の Engine Property Management Asia Co.,Ltd. 及び P.P. Coral Resort Co.,Ltd. の株式のすべてを譲渡することを 2025年４月29日に決議し、譲渡している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２． XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月15日
【会社名】	株式会社ウェッジホールディングス
【英訳名】	Wedge Holdings CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此下 竜矢
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区南砂二丁目36番10号 光陽ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長此下竜矢は、当社の第24期中（自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。